

平成28年度 随意契約の公表(政策企画部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成28年4月1日から平成28年9月30日までの随意契約

【政策企画部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
政策推進課	BIMMS(保全マネジメントシステム)に係る契約	平成28年4月1日	一般財団法人 建築保全センター	東京都中央区新川一丁目24番8号	単価契約 (年間見込額) 1,454,760円	本システムについては、国土交通省及び都道府県及び政令指定都市で構成される全国営繕主管課長会議の要請を受け当該事業者が開発したシステムであり、国土交通省をはじめとする多くの官公庁で導入されるもの。国の方向性等を踏まえ、本市の施設保全に係る情報管理を行うためには本システムの導入が不可欠であり、システム開発者である当該事業者以外に提供できる事業者が見込めないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	八尾市民参画と協働のまちづくり基本条例評価支援等業務	平成28年7月22日	株式会社 総合計画機構	大阪市中央区谷町二丁目2番22号	2,484,000円	本業務は、本市のめざす将来都市像に効果的な条例評価見直しの支援を行えることが重要であり、市地域分権の推進をはじめ本市の施策に対する見識の有無を見極める必要があり、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
政策推進課	平成28年度(仮称)八尾市立地適正化計画(案)策定支援業務	平成28年7月27日	パシフィックコンサルタンツ株式会社 大阪本社	大阪市北区堂島一丁目2番1号	4,978,800円	当該業務は、調査・分析・計画策定業務の専門性に加え、本市の市街地形成の変遷を踏まえたまちづくりの取り組みに対して、一定程度以上の見識の有無を見極める必要があり、公募型プロポーザル方式による業者選定を行ったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	行財政情報サービス「iJAMP」の利用契約	平成28年4月1日	株式会社 時事通信社	東京都中央区銀座五丁目15番8号	648,000円	当該サービス(25ライセンス)は行財政情報を収集する上での利便性に優れており、他に同等同種のサービスを提供する主体がないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
行政改革課	包括外部監査契約	平成28年4月1日	武田 宗久	河内長野市美加の台六丁目22番14号	7,920,000円	外部監査人の選定については地方自治法第252条の36第1項で、「あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。」と規定されている。また、「市の外部監査をするにふさわしい適任者」を選定することが重要であり、通常の競争入札にはなじまないため、随意契約とした。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	社会福祉会館向けイーサネットVPN契約	平成28年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	544,320円	接続する回線は高度のセキュリティが求められるため、既に接続している自動交付機と本庁を結ぶIP-VPN回線を使用することでセキュリティを確保しつつ安価に導入することができる。よって、同回線を提供する当該業者と契約することが最も有益と認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	セキュリティ対策ソフトウェア保守業務委託契約	平成28年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	816,480円	本システムは、契約相手方によりカスタマイズされたシステムであり、保守が可能な唯一の業者であり、当該事業者と契約することが、本市にとって最も適切であると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	高速インターネット接続サービス契約	平成28年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	2,580,336円	平成14年2月、事業者・サービス・費用面を比較・検討のうえ、インターネット回線の切替え作業を行ない、現在まで順調かつ良好な通信サービスの提供を受けている。事業者を変更することになれば、変更費用・新規加入料や手続きが発生することになり、現在良好なサービスの提供を受けている状況で、事業者を変更することは本市にとって得策ではないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	地域イントラ光ファイバ賃貸借契約	平成28年4月1日	株式会社ケイ・オプティコム	大阪市北区中之島三丁目3番23号	16,770,240円	新たに他の業者と契約することは、現在の光ファイバ網を放棄し、新たに光ファイバ網を構築することとなり、莫大な費用が発生するため、現在の光ファイバ網を使用するためには、構築先であるケイ・オプティコム株式会社が唯一の契約先となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	LGWANサーバ等一式保守業務契約	平成28年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	583,200円	機器の導入及び過去5年の保守を含めて、受託しており、現況を熟知し保守及び障害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能な唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	マシン室無停電電源設備保守点検業務委託契約	平成28年4月1日	富士電機株式会社関西支社	大阪市福島区鷺洲一丁目11番19号	748,440円	機器の製造元であり、本機器について高度の知識を持つ専門技術員を有する唯一の業者であり、保守点検を任せるに最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	高速プリンタ等一式の賃貸借契約	平成28年4月1日	株式会社JECC	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	10,944,720円	本契約の対象機器である高速プリンタは、平成25年度に導入し、コンビニ収納用納入通知書等の様々な帳票出力に利用している。各帳票の出力にあたっては、本プリンタにおける帳票出力・バーコード読み取りテストなど多数のテスト工程を経ていることから、早期に機器を入れ替えることは、それらに対応する帳票の調整やテスト等を改めて行う必要があり、また印字ズレ等による誤出力のリスクも伴うため、現行機種との契約相手方である当該事業者と契約することが本市にとって最も有利であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	簡易言語ソフトウェア(EASY TRIEVE PLUS)の使用許諾契約	平成28年4月1日	日本CA株式会社	東京都千代田区平河町二丁目7番9号	1,213,056円	本ソフト(EASYTRIEVE PLUS)は、本相手方が作成したソフトであり、賃貸借契約も代理店等を介さず、当該事業者のみが直接取り扱っているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	地域イントラネット保守業務委託契約	平成28年4月1日	扶桑電通株式会社関西支店	大阪市北区堂島浜二丁目1番9号	15,758,864円	本業務は、既に構築された稼働中のネットワークである地域イントラネットの運用保守業務であり、当該ネットワークの仕様に精通した者でなければ遂行できない。本契約相手方は、平成21年度の入札で決定して以降、ネットワーク調査等を通じて設定作業等を熟知しており、現時点において安定運用に資することのできる事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	庁内ネットワーク保守業務委託契約	平成28年4月1日	エヌ・ティ・ティ・インテリジェント企画開発株式会社西日本支店	大阪市西区土佐堀一丁目4番14号	10,121,760円	平成28年度に地域イントラネットと併せて庁内外のネットワークを一元化する仕様の検討を行い、平成29年度以降、予算措置を受けた後速やかに入札を実施し、新たな運用を開始する予定である。この間の業務実施にあたっては、当該オペレーション業務に習熟している当該事業者へ委託するのが最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	番号連携サーバ構築業務委託契約	平成28年4月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6号	9,239,700円	番号連携サーバについては、中間サーバと各業務システムとの間でデータ連携を行うための様々な変換、調整を行っており、そのためのパッケージソフトウェアについては、構築業者である当該業者が開発し、導入しているものであることから、運用保守についても開発業者である同社以外には対応できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
行政改革課 (情報システム室)	ネットワーク運用適正化支援 業務委託契約	平成28年5月9日	Office YAMASHITA	大阪府八尾市桜ヶ丘三丁目69 番地の16	999,000円	当該事業の実施にあたっては、新たなネットワーク機器の導入、既存ネットワーク機器の設定変更等が必要となるため、「ネットワーク運用適正化業務」と一体として、専門的知識を有するコンサル業者の支援のもと、詳細設計を行うことが効果的かつ効率的に業務を実施するために必要となる。また、本年度実施する「自治体情報セキュリティ強化対策事業」によるネットワークセキュリティの対策内容によってはネットワーク運用詳細設計に修正が必要となる場合もあり、両者を整合させ全体として統一された方針のもとで調達仕様を作成する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	「自治体情報セキュリティ強化 対策事業」における静脈認 証・端末制御システム構築業 務委託契約	平成28年7月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6 号	9,986,436円	静脈認証については、本市において導入し運用を行っている共通基盤と密接に関連し、住民基本台帳システム等の基幹システムにおける認証について静脈による認証方式を追加するものである。共通基盤の運用保守業者である当該業者と契約することで、より安全かつ確実に認証管理を行うことができ、また端末からの持ち出し設定については、既にインターネット接続系の端末全台と、一部個人番号利用事務系の端末に富士通「PortShutter」を導入しており、今回更新を行う個人番号利用事務系端末においても、同じ「PortShutter」を導入することで、一体的に管理を行うことができる。以上の理由により、共通基盤の構築事業者であり、「PortShutter」の開発元である当該業者と契約することが、本市にとって最も有利であると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	番号連携サーバ総合運用テ スト支援業務委託契約	平成28年7月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6 号	16,485,120円	番号連携サーバを軸にした各業務システム保守業者との調整やデータ調整対応作業等が不可欠であり、これらの作業については番号連携サーバを構築し、運用保守業務を委託している当該業者以外では実施できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
行政改革課 (情報システム室)	住民基本台帳関係システム (共通基盤関連ハードウェア) 運用保守業務委託契約	平成28年9月1日	富士通株式会社関西支社	大阪市中央区城見二丁目2番6 号	907,200円	当該保守業務については、機器の導入及び過去5年の保守も含めて当該業者が受託しており、現況を熟知し保守及び障害発生時の迅速かつ円滑な対応が可能なのは当該業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)